

資料1

令和2年度活動報告

- (1) 広報活動
- (2) 取締り活動
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4) 活動の効果検証

(1) 広報活動（街頭PR等）

月	行 事
4	
5	・春の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所） ・春の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（名古屋高速・愛知県高速隊と合同） ・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報（15日 鍋田シャシプール 愛知県トラック協会・運輸・地整）
6	・特殊車両取締り（各県警察・ネクスコ・名古屋高速・運輸局・中部地方整備局）通年
7	・夏の交通安全運動にあわせた合同啓発活動（名古屋高速・愛知県高速隊と合同） ・夏の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所）
8	・道路ふれあい月間に合わせた啓発活動（チラシ・グッズ配布）（静岡県） ・国際海コンの陸上における安全輸送マニュアル一部転記の安全啓発活動（三重県トラック協会・静岡県トラック協会）
9	・秋の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（名古屋高速・愛知県高速隊） ・秋の交通安全運動に合わせた車限令違反に対するチラシの配布（ネクスコ中日本名古屋支社×各SA,PA10カ所）
10	・適正重量遵守に係る荷主業界向け啓発チラシの配布（三重・静岡県トラック協会） ・トラックの日フェア ・過積載車両取締り（名古屋市・愛知県警察・運輸局）
11	・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報（愛知県トラック協会・運輸局・中部地方整備局） ・中部地方一斉取締（各県警察・ネクスコ・名古屋高速・運輸局・中部地方整備局）
12	・年末の交通安全運動に合わせた合同啓発活動（ネクスコ中日本名古屋支社・名古屋高速・愛知県高速隊） ・年末の交通安全運動に合わせた夜間合同取締（愛知県・愛知県警察・中部地方整備局） ・PA・道の駅「志野・織部」他2カ所で特車指導を実施し啓発チラシ配付（中部地方整備局）
1	・特車講習会（愛知県トラック協会） ・道の駅「ふじやま」で特車指導を実施し啓発チラシ配付（中部地方整備局）
2	・運送/荷主対象過積載防止啓発チラシ配布（三重県トラック協会）
3	

青文字は、実施できた活動。
灰色文字は、コロナ感染対策のため中止した活動。

(1) 広報活動（講習会等）

月	行 事
4	・「管理業務初任者研修」資料配布＜県事務所、市町＞（三重県） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
5	・特殊車両通行許可申請業務研修会＜市町村初心者向け＞（愛知県） ・車両制限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社） ・講習会（制度概要）（愛知県トラック協会・岐阜県トラック協会・三重県トラック協会・静岡県トラック協会）
6	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社） ・全ト協特車講習
7	・特殊車両通行許可申請業務勉強会＜市町村向けパソコン使用＞（岐阜県） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
8	・特車講習会（愛知県トラック協会・岐阜県トラック協会・三重県トラック協会・静岡県トラック協会） ・海上コンテナ安全輸送啓発グッズの作成・配付（静岡県トラック協会） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
9・10	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社） ・特車講習会（愛知県トラック協会）
11	・名古屋市道路工事関係者への適正な実施講習会（名古屋市 ・ 中部地方整備局） ・取締り勉強会（愛知県・静岡県）
12	・講習会（特車の適正運用と申請要領）（9日 愛知県トラック協会）
1	・交通警察官に対する特殊車両教養（27日 愛知県警察学校 ・ 愛知県警察本部 ・ 中部地方整備局） ・特車講習会（愛知県トラック協会） ・特車通行許可申請に関する初級者向け勉強会 延期（三重県トラック協会 ・ 中部地方整備局）
2	・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）
3	・講習会（TV会議）（岐阜県トラック協会 ・ 静岡県トラック協会） ・車限令違反者講習会（ネクスコ中日本 名古屋支社）

青文字は、実施できた活動。
灰色文字は、コロナ感染対策のため中止した活動。

(1) 広報活動（広報媒体活用）

月	3 行 事
4	・過積載防止をHPへ掲載、SNSによる情報発信情報板への掲示（通年 名古屋高速） ・HPにコロナ禍物流に係る特殊車両通行許可事務取り扱いについて掲載（静岡県トラック協会）
5	・過積載防止をHPへ掲載、SA,PAの情報板にて違反防止を掲示（通年 ネクスコ中日本 名古屋支社・東京支社）
6	・取締り実施結果のツイッター発信（通年 中部地方整備局・国道事務所） ・交通事故防止対策委員会で広報活動（岐阜県トラック協会）
7	・HPへ「令和2年7月豪雨に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて」掲載（静岡県トラック協会）
8	・道路ふれあい月間の期間中、来庁した特車申請者にリーフレットを配布（名古屋市） ・道路利用会議・新聞広告掲載（静岡県）
9	・大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会の荷主向けチラシを作成、関係機関へ配布（中部地方整備局） ・交通事故防止対策委員会で広報活動（岐阜県トラック協会）
10	・会報誌への啓発チラシ掲載（愛知県トラック協会） ・トラックの日フェア HP、SNS、「Twitter」, Facebook等で配信（三重県トラック協会） ・トラックの日にちなみ駅ニュースビジョン、新聞掲載による広報（岐阜県トラック協会）
11	・メールマガジン・HPへ啓発記事掲載（中部経済連合会） ・トラックフェア HP,SNS,Twitter,Facebookで啓発配信（三重県トラック協会） ・HPへ「特殊車両通行許可における通行条件の見直し」に関する意見募集について掲載（静岡県トラック協会） ・交通事故防止対策委員会で広報活動（岐阜県トラック協会）
12	・過積載防止啓発チラシ会員宛配布（愛知県トラック協会） ・HPIに協議会啓発チラシ、通行条件の合理化の掲載（静岡県トラック協会） ・メールマガジン・HPへ啓発記事掲載（名古屋商工会議所）
1	・広報誌に協議会啓発チラシを掲載（静岡県トラック協会） ・合同取締結果のSNSによる情報発信（通年 名古屋高速）
2	・広報誌へ「誘導車配置条件改正」について掲載（静岡県トラック協会）
3	・有料広告活動（業界紙・荷主向け啓発広告掲載 中部地方整備局） ・交通事故防止対策委員会で広報活動（岐阜県トラック協会） ・過積載防止啓発チラシ＜荷主・運送事業者向け＞（愛知県トラック協会・三重県トラック協会） ・過積載防止WEB掲載（愛知運輸支局） ・過積載防止広報チラシ広報（愛知県・岐阜県） ・道路電光掲示板による『過積載防止』啓発掲示（浜松市）

青文字は、実施できた活動。
灰色文字は、コロナ感染対策のため中止した活動。

(1) 広報活動（中部地方整備局の活動）

- コロナ禍で限られた機会の中、職員がPAや道の駅において特車運転手に通行許可証の確認指導と啓発チラシを配布して大型車の適正通行の浸透を図った。
- 既存の取り組みも継続して推進。

○ PA・道の駅で「特車指導」を実施



2021.1.15. 道の駅「ふじおやま」



2020.12.24. 道の駅「志野・織部」



実施結果

道の駅 4カ所

指導台数 8台

不適切な通行はなかった

(1) 広報活動（中部地方整備局での活動）

SNS、ツイッター、WEBなどでの広報各種活動を情報発信

■ 道の駅での特車指導状況の情報

スレッド

国土交通省 沼津河川国道事務所 @mlit_numazu · 1月15日

【本日1/15実施】
本日午後より、「道の駅ふじおやま」にて特殊車両指導を実施します。
ドライバーのみなさまのご理解・ご協力をお願い致します。

特殊車両通行許可制度についてはコチラ
mlit.go.jp/road/tokusya/

#特殊車両 #道の駅ふじおやま #国道246号

国土交通省 沼津河川国道事務所 @mlit_numazu

返信先: @mlit_numazuさん

【本日1/15実施済】
本日午後、「道の駅ふじおやま」にて特殊車両指導を実施しました。
みなさまのご理解・ご協力ありがとうございました。

特殊車両通行許可制度についてはコチラ
mlit.go.jp/road/tokusya/

#特殊車両 #道の駅ふじおやま #国道246号



午後5:20 · 2021年1月15日 · Twitter Web App

1件のリツイート 4件のいいね

■ 特車取締結果の情報

国土交通省 飯田国道事務所 @mlit_jida · 2020年9月3日

【特殊車両現地取締 国道153号：長野県】
令和2年9月2日、国道153号長野県下伊那郡平谷村において取締りを実施し、違反車両に指導を行いました。大型車両に適正かつ安全な走行をしていただくため、中部地方整備局では定期的に違法車両の取締りを行っています。

#大型車両通行適正化



国土交通省 多治見砂防国道事務所 @mlit_tajimi · 2020年11月12日

中部地域 #特殊車両 一斉取締りを実施！
道路管理者が五県の警察と連携し、名古屋高速道路公社、中日本高速道路（株）の車限隊も参画し、一斉取締を実施。当事務所も1台の違反車両を取り締まりました。
今後も道路の安全を守り重大事故を防ぐため、大型車両の通行適正化を推進して参ります。

中部地域特殊車両一斉取締りを実施しました

11月11日（木）中部地域特殊車両一斉取締りの実施場所

実施場所	実施日時	実施内容	結果
多治見市 国道153号	11月11日 10:00～12:00	特殊車両の通行状況を確認し、違反車両の指導を行う。	違反車両1台
多治見市 国道153号	11月11日 13:00～15:00	特殊車両の通行状況を確認し、違反車両の指導を行う。	違反車両1台
多治見市 国道153号	11月11日 16:00～18:00	特殊車両の通行状況を確認し、違反車両の指導を行う。	違反車両1台
多治見市 国道153号	11月11日 19:00～21:00	特殊車両の通行状況を確認し、違反車両の指導を行う。	違反車両1台
多治見市 国道153号	11月11日 22:00～24:00	特殊車両の通行状況を確認し、違反車両の指導を行う。	違反車両1台



■ 新聞各紙へ掲載し、特車制度の情報・制度の周知

わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。

許可無く走ると法令違反です。

道路劣化への影響は、道路にかかる重さの約12乗に比例するという試算もあり、わずかな重量の超過であっても大きく道路を傷めます。

特殊車両通行許可制度について

あなた は 走行ルールや 特車申請 をご存じですか？ 車を運転される方は要チェック！

道路は一定の構造標準により造られています。そのため、道路を厳密に守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさを重量に上限を定めています。大きさを重量の上限を超えた車両を通行する際には、「特殊車両通行許可」が必要となります。

「特殊車両通行許可」は大型トラック等だけでなく、農耕トラクタの場合は農作業機を含んだ状態、運搬機がある場合は積込みを含んだ状態、他の車両を牽引する場合は牽引されている車両を含んだ状態において、大きさ、重量の上限を超えなければならない場合があります。

特殊車両通行許可が必要にもかかわらず、許可無く車両を走行させると、100万円以下の罰金が課せられる場合があります。（道路法第47条第2項）

「特殊車両通行許可申請」は24時間365日オンライン上で手続きが可能です（国土交通省へ申請を行う場合）。オンライン申請については下記のサイトを参照ください。

国土交通省 中部地方整備局 問合せ先：道路部 交通対策課 ☎052-953-8178 詳しくは 特車 PR で 検索 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

長さ12m 幅2.5m 高さ3.8m 重さ20t

上記をひとつも超える場合は、原則「特殊車両通行許可申請」が必要となります。

(2) 取締り活動（特殊車両一斉取締りの実施結果）

中部地方整備局管内での同時合同取締りの推進

- ・ 無許可や条件違反、積載超過車両を一掃
- ・ 各県警察・高速道路管理者・中部運輸局・中部地方整備局連携による12カ所一斉取締りを実施

計測台数32台 違反検挙台数15台
(措置命令6台、警告9台)

- ・ 令和2年11月11日（水）14:00 ～ 16:00
- ・ 5県、12箇所の国道及び高速道路に於いて



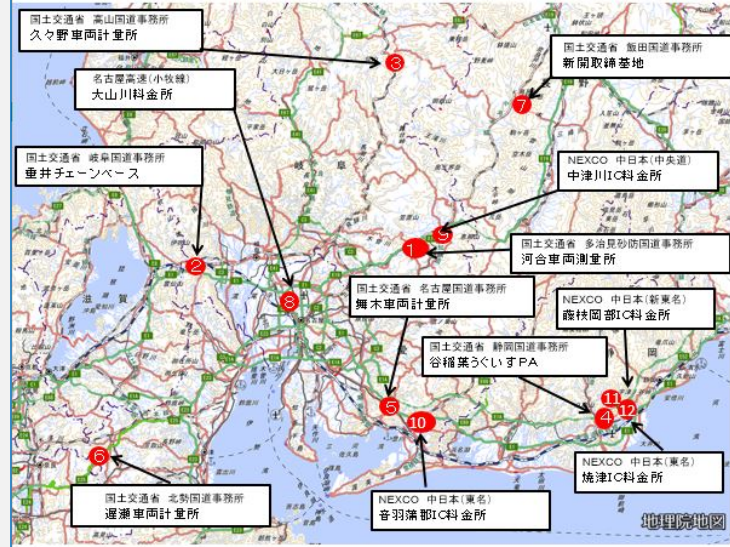
【違反台数】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	3	1	1	1	0	3	3	1	0	1	1
多治見	岐阜	高山	静岡	名古屋	北勢	飯田	名古屋高速	中日本(中津川IC)	中日本(新東名)	中日本(焼津IC)	中日本(焼津IC)

11月11日（水）中部地域特殊車両一斉取締りの実施場所

別添 1

	事務所名	名称	路線	住所	備考
1	多治見	河合車両計量所	19号 上	土岐市泉町大字河合字七反田	
2	岐阜	垂井チェーンベース	21号 下	岐阜県不破郡垂井町	
3	高山	久々野車両計量所	41号 下	高山市久々野町長淀曲り洞	
4	静岡	谷稲葉くいすPA	1号 上下	藤枝市谷稲葉	
5	名古屋	舞木車両計量所	1号 下	愛知県岡崎市舞木町字中後	
6	北勢	遅瀬車両計量所	25号 下	奈良県山辺郡山添村遅瀬	
7	飯田	新開取締基地	19号 下	木曾郡木曾町新開字栗本	
8	名古屋高速	大山川料金所	小牧線 下	西春日井郡豊山町大字青山	
9	NEXCO岐阜	中津川IC(入口)	中央道	中津川市千旦林広沢	①と関連
10	NEXCO豊田	音羽蒲郡IC(入口)	東名	豊川市長沢町山之田	⑤と関連
11	NEXCO浜松	藤枝岡部IC(入口)	新東名	藤枝市岡部町入野	④と関連
12	NEXCO静岡	焼津IC(入口)	東名	焼津市八幡	④と関連



(2) 取締り活動（特殊車両現地取締りの強化）

道路管理者、各県警察、中部運輸局と連携して現地取締を実施

○ 11月、1月、2月に名古屋高速道路公社・愛知県警察高速道路警察隊と合同取締り



○ 12月11日国道23号にて愛知県警察・愛知県・中部地方整備局合同による夜間合同取締り



取締りと併せて、大型車に対し、
国道23号通行ルールの啓発活
動も実施した。

(2) 取締り活動（自治体による特殊車両取締りの強化）

愛知県、静岡県では、中部地方整備局による現地取締りに参加して、取締り要領の勉強会を実施

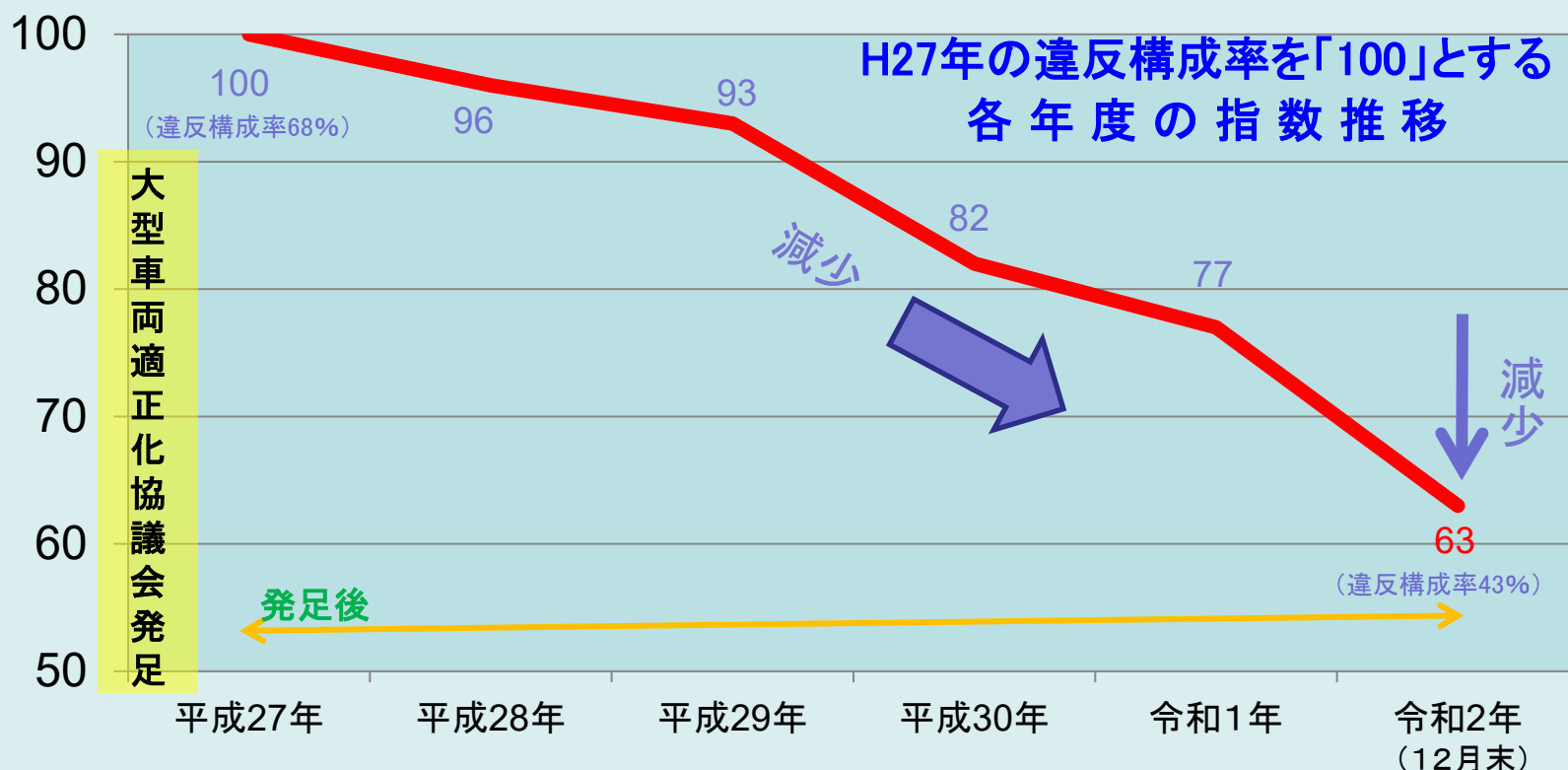


各県の担当者が取締現場の視察を行い、取締場所の選定要領、資機材の運用方法、受傷事故防止について確認し、今後の取締についての検討を図った。



(4) 活動の効果検証（現地取締りの分析・違反構成率）

- 違反構成率は毎年連続減少している
- 令和1年から、大幅に減少している
- 取締りや各種広報活動等の効果が確実に認められる



※ 違反構成率＝計測台数に対する違反台数の割合

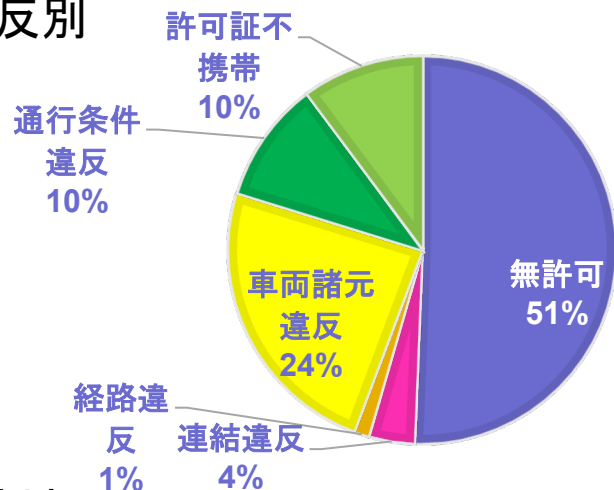
(4) 活動の効果検証（現地取締りの分析・違反構成）

昨年に比べ無許可違反の割合が減少しているが経路違反（無許可）が増加しており、無許可と経路違反を合わせると全体の約5割を占めており、引き続き遵法意識の醸成が必要。

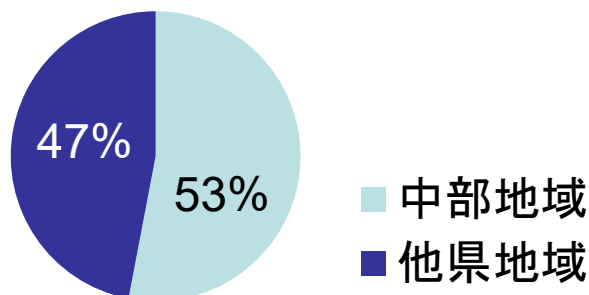
中部地域における現地取締り違反内容

令和元年度

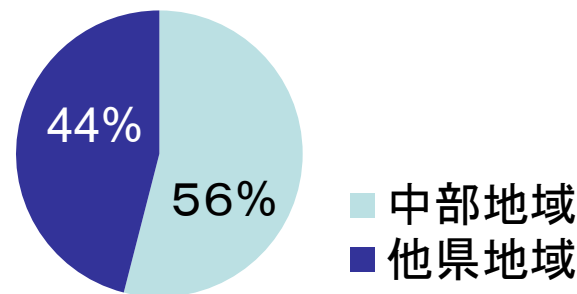
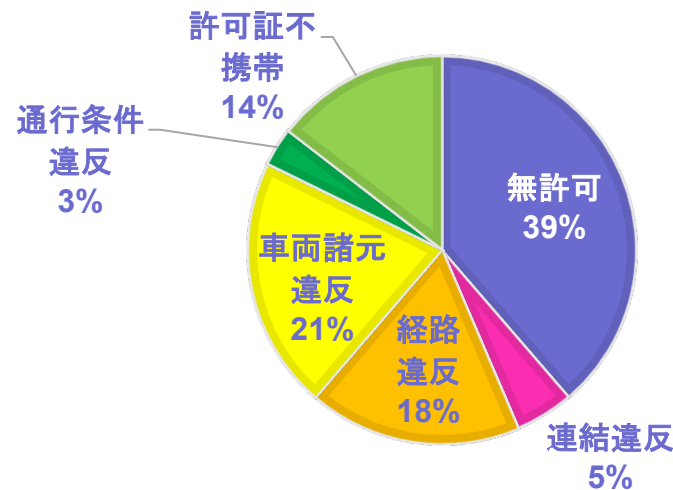
○違反別



○地域別



令和2年度（4月～12月）



【中部地域（愛知、岐阜、三重、静岡県）と他県ナンバーとの割合を示す】

(4) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート)

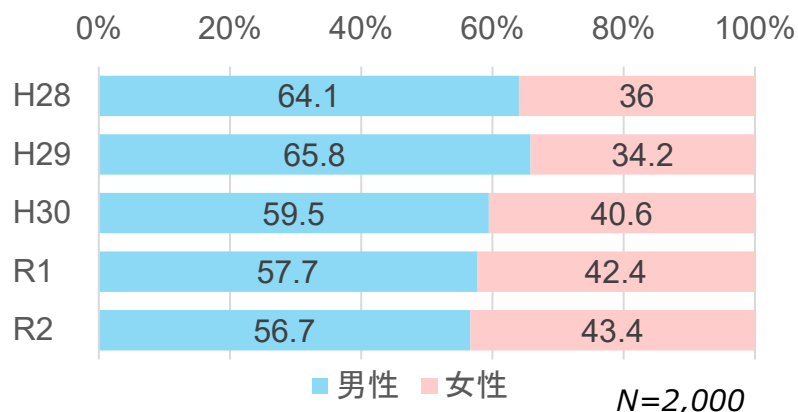
大型車の通行適正化に係る法令の知識や違反車両の要因に係る意見を問うアンケートを実施

サンプル数：2,000人（岐阜、静岡、愛知、三重県在住者）

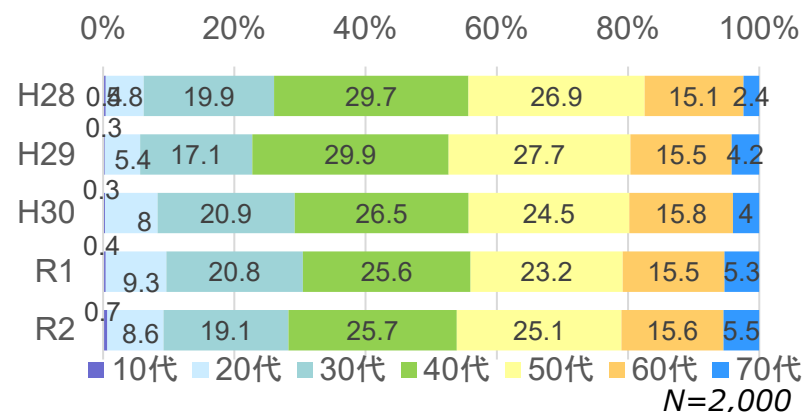
設問内容：大型車両通行適正化と道路構造の保全に関する事項（車の過年度に実施したWebアンケートの設問内容と同様）

属性：過年度と同じ属性

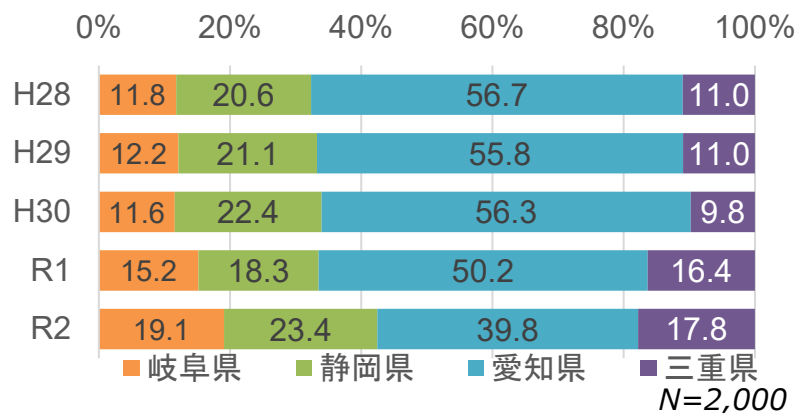
◆性別



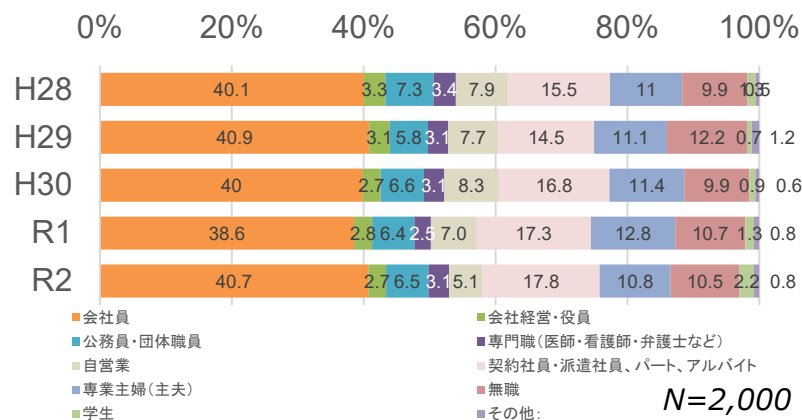
◆年代



◆居住地



◆職業

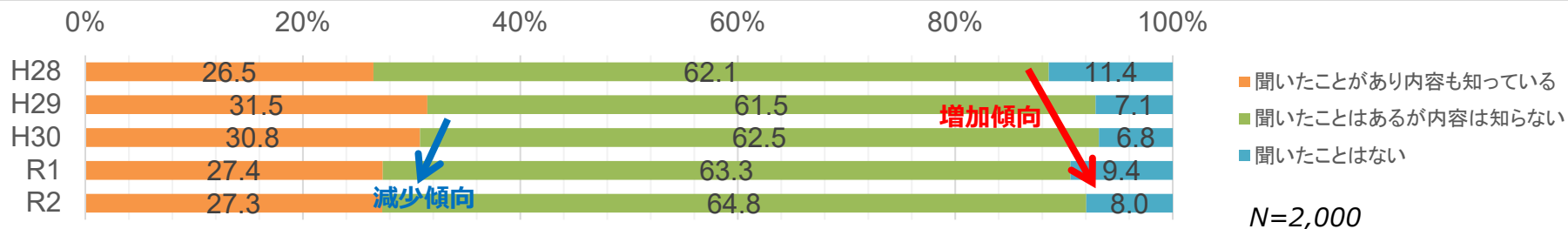


(4) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート)

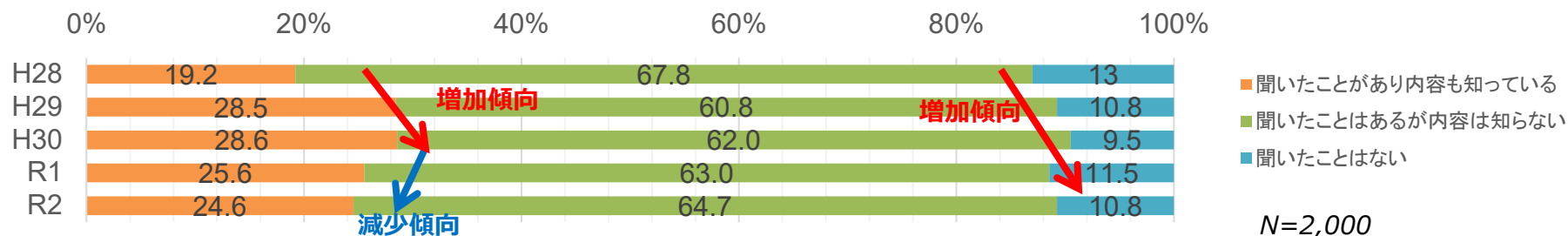
- 大型車の通行適正化に係る法令に関する知識について、“聞いたことがある”回答者は増加傾向。
 - 一方で、“内容も知っている”との回答者はH30からやや減少傾向。
- ⇒ これまでの**広報活動等の効果がみられるものの**、法令遵守につなげるため**内容を理解させる広報活動が必要**である。

【大型車の通行適正化に係る法令に関する知識】

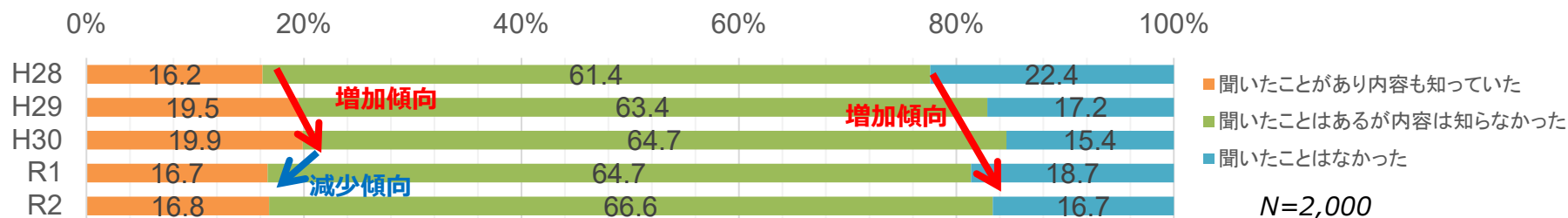
Q1.車両に積める荷物の長さ・重さは法令で決められていることを知っていますか。



Q2.道路を通行できる車両の長さ・重さは法令で決まっていることを知っていますか。



Q3.車に積める荷物の長さ・重さ、道路を走れる車の長さ・重さなどは、それぞれの法律で規定されており、その数値が異なることを知っていましたか。



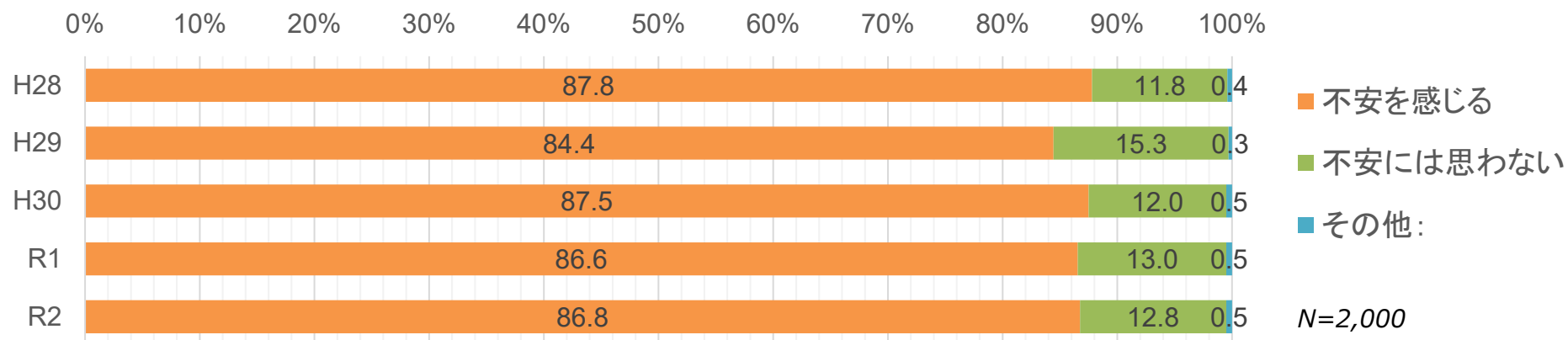
(4) 活動の効果測定(一般向けWebアンケート)

- 道路構造物の老朽化に関わる知識について、過去5年間での変化は見られないが、「道路構造物の老朽化に不安を感じる人」が9割近くを占めており、**老朽化に対する不安を抱いている人が大半を占めている。**

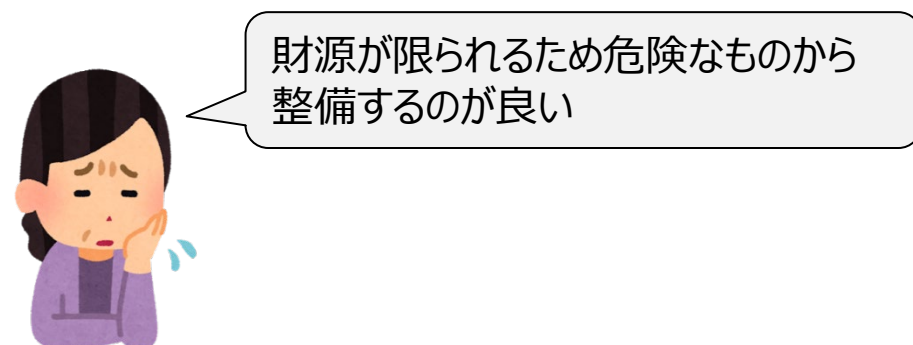
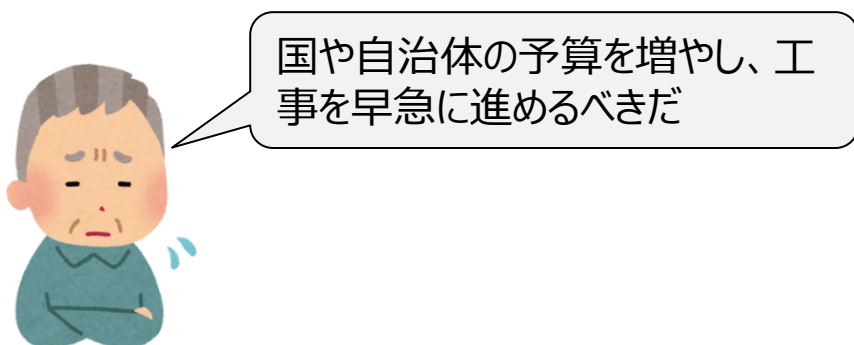
【道路構造物の老朽化に係る知識】

Q1. 全国の橋梁のうち、高度経済成長期に整備されたものが全体の約3割を占めるなど、道路構造物の高齢化が進行しています。

この現状に関するあなたの意見を教えてください。



▼ 自由記述

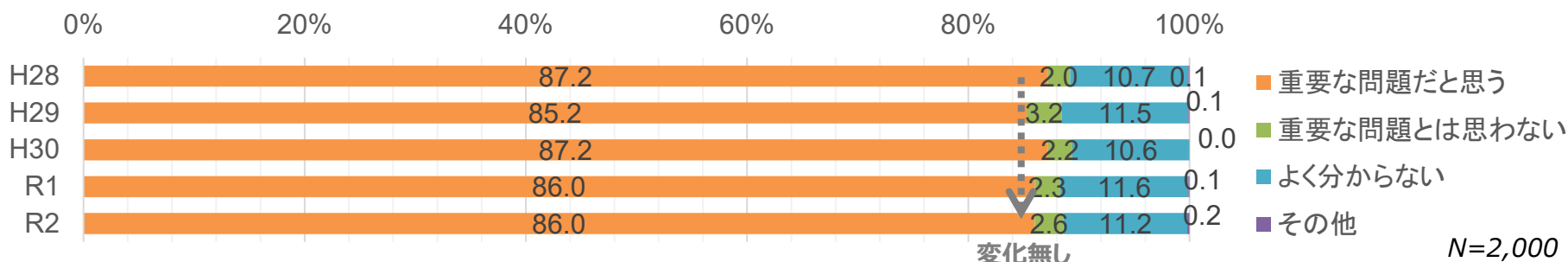


(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

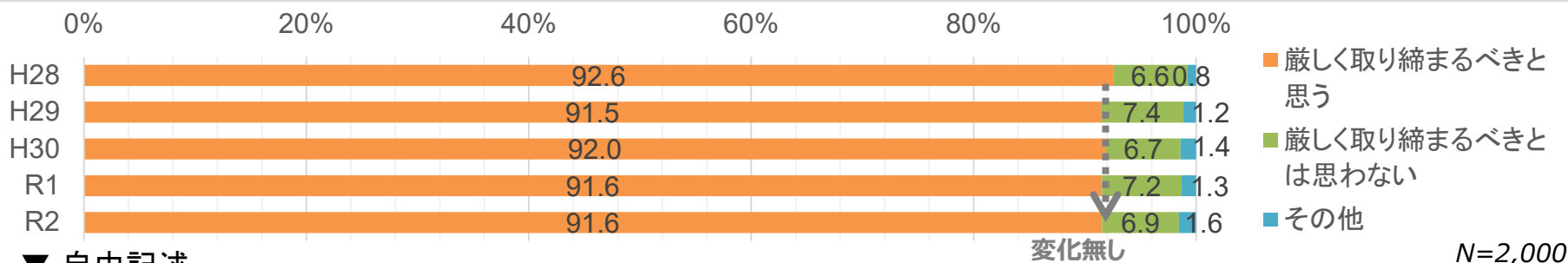
- 道路構造物に与える違反走行車両に係る意見について、過去5年間で意見の変化は見られないが、**違反車両に対する問題の重要性や厳しい取り締まりの必要性を感じている人が9割以上を占めている。**

【道路構造物に与える違反走行車両の影響に係る意見】

Q. 1 違法な重量超過車の通行は、わずかな重量超過であっても、道路や橋の寿命を大きく縮めることが分かっている。ごく一部の違反車両が、道路を劣化させる主要因となっている事に関するあなたの意見



Q. 2 前問の違法重量超過車両への対応に関するあなたの意見



▼ 自由記述

インフラへの不安、交通安全の不安もあるので、厳しく取り組んでほしい。

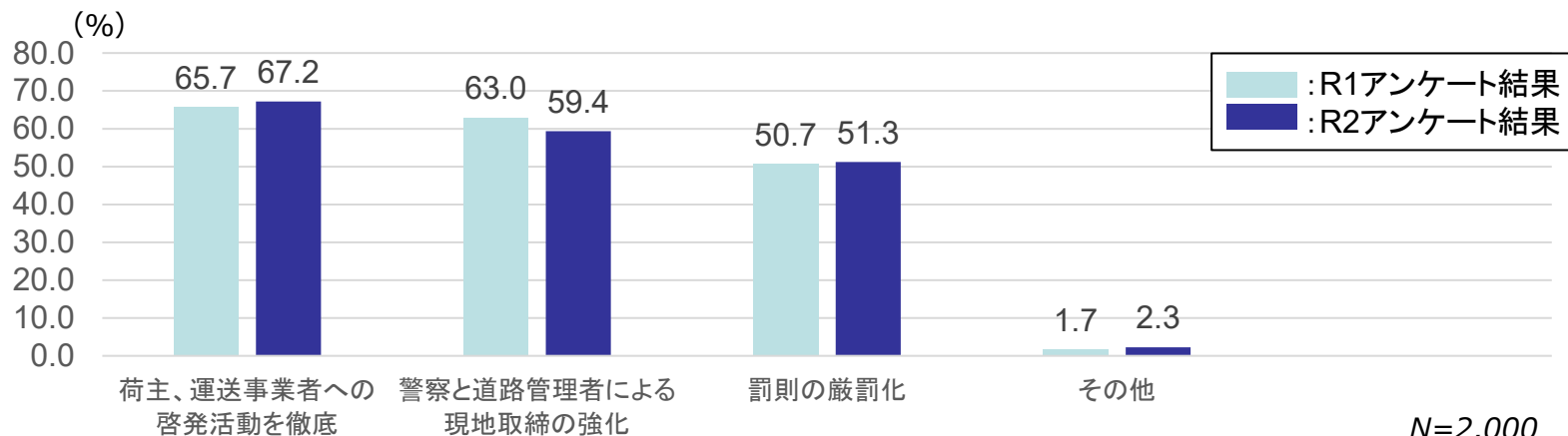
違法な重量超過車をしないと
いけない運送業の人手不足が
問題だと思う

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

- 違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見について、啓発活動、現地取締の強化及び罰則の厳罰化がいずれも5割以上を占め、特に、**荷主や運送事業者への啓発活動**や**現地取締の強化**が**効果的な対策**という意見が多い。
- その他、物流業界の改善（意識改革や働き方、賃金等）を求める意見もあった。

【違法な重量超過車両を減らすための対策に係る意見】

Q. 違法な重量超過車両を減らすためにどのような対策が効果的だと思いますか。（複数回答可）。



▼ 主な自由意見

【啓発活動について】

- ニュースの特集で世の中に伝える
- 身近な脅威として社会問題化する。
- CMやSNSでより周知させるべき。
- 一般市民は知らない法令内容なので、このことが輸送等に関わる人々に対する社会の厳しい監視役を損ねているのでは。
- 関係業界だけの問題ではなく、**社会インフラを維持する視点**で、もっと啓蒙啓発が必要だと思います。

【取締強化や罰則の厳罰化について】

- 運送業界にだけ過重な負担を強いる法令整備では意味がないと考える。
- 看板を置いて注意喚起**したり、パトロールするなど厳しく取り締まるべき。
- 車両に**重量センサー装着義務化**する。
- 重量超過はエンジン停止
- ETCゲートの後に重量計を置き、積載重量内かチェックするシステムを構築する。

【その他の意見】

- ドライバー不足や単価の低下など色々な問題があるのでそこを解決しないと過積載は無くならないと思う。
- 許可の申請しやすさや申請から発行までの時間短縮**。許可申請しやすくなれば違法車両が減る
- 違法な重量超過をしなくても利益が出るような社会的なしくみ

(4) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

アンケート結果

- 協議会活動もあって大型車通行適正化に関する認知度は9割以上。
- インフラの老朽化に関心度が高く、違法な重量超過車両に対し、厳しく取り締まるべきとの意見が9割を超えて続いている。
- 効果的な対策として、「荷主や運送事業者への啓発活動」や「現地取締の強化」といった意見が多い。



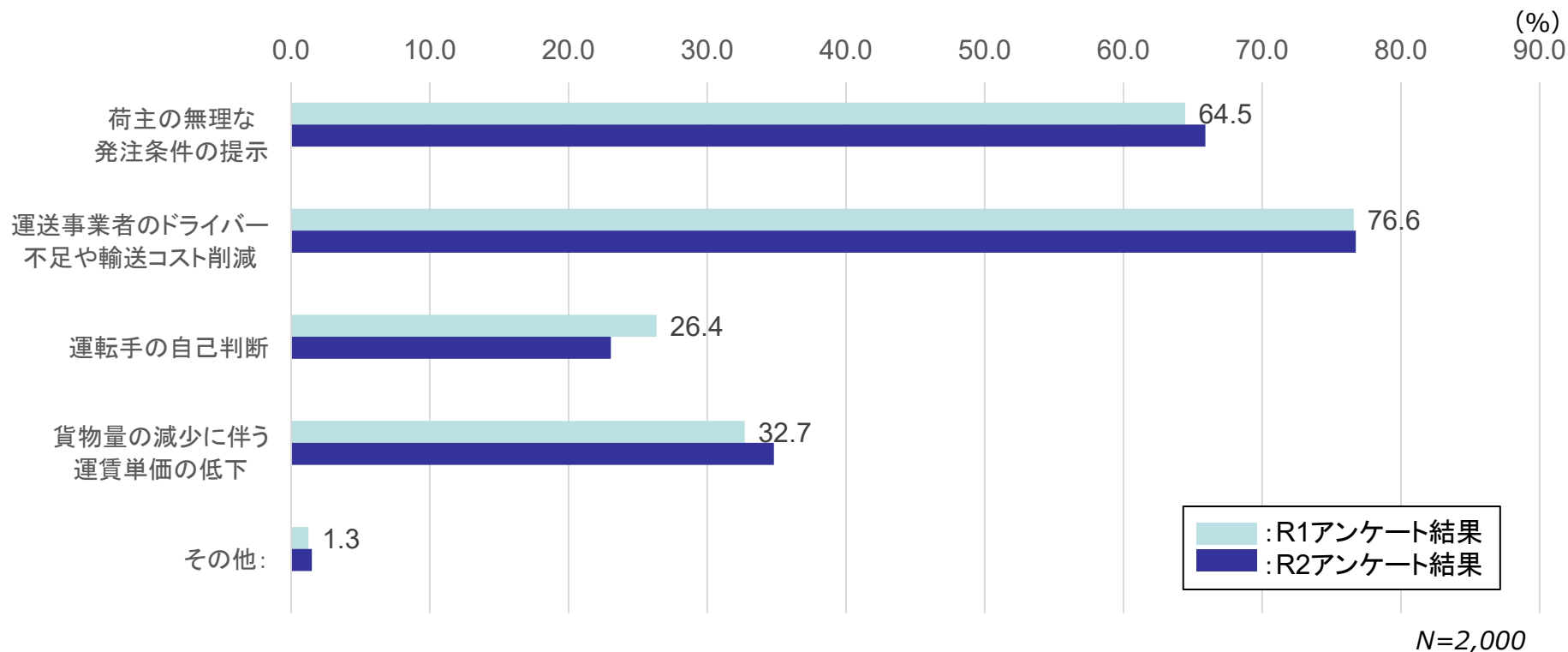
- ・今後も広報活動を継続し、
荷主や運送事業者への意識醸成を図る。
- ・効果的な取締り方法を検討し、
公共事業違反ゼロPTの活動を強化

(参考) 活動の効果検証(一般向けWebアンケート)

- 違法な重量超過車両がなくなる背景に係る意見について、**荷主側及び運送事業者側に問題**があるといった意見が依然として多く半数以上を占める。
- その他の意見として、知識不足や意識や賃金の低さなど、物流業界全体の問題と捉える意見があった。

【違法な重量超過車両がなくなる背景に係る意見】

Q. 違法な重量超過車両がなくなる背景として何が考えられますか。(複数回答可)。



資料2

令和3年度活動方針

- (1) 広報計画
- (2) 現地取締りの推進
- (3) 公共事業違反ゼロPT及び審査の迅速化PTの取組み
- (4) 今後の協議会運営

(1) 広報計画(各委員の取り組み計画・上半期)

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
4月	大型車通行適正化に向けた取締り(通年) (各県警察・ネクスコ・運輸局・中部地方整備局)	・初任者向け研修会 (三重県)	・メルマガ・会報誌への掲載 (名古屋商工会議所)
5月	・海コン街頭取締り (愛知県トラック協会) ・春の交通安全運動 (名高速・愛知高速隊) ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布 (ネクスコ名古屋)	・特殊車両通行許可手続き説明会 (三重トラック協会) ・初任者向け研修会 (愛知県)	・メルマガ・会報誌への掲載 (中部経済連合会) ・過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出 (名古屋高速公社)(通年)
6月		・情報便覧収録作業研修会(愛知県)	・過積載防止啓発のHP掲載、SA,PA,の情報板にて違反防止の提示(通年) (ネクスコ中日本名古屋)
7月	・夏の交通安全運動(名高速・愛知高速隊) ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布 (ネクスコ名古屋)	・特車申請担当者勉強会(岐阜県)	・取締り実施結果ツイッター (通年) (中部地方整備局・国道事務所)
8月	・道路ふれあい月間「道の日」イベントでの啓発チラシ配布 (静岡県) ・いが道の駅キャンペーン (三重県トラック協会)	・全ト協特車講習(TV講習)＜初・中級＞制度概要・オンライン申請要領	・道路ふれあい月間に合わせ、特車窓口でリーフレットの配布(名古屋市) ・岐阜県過積載防止連絡協議会でのチラシ配布 (岐阜県トラック協会)
9月	・秋の交通安全運動(名高速・愛知高速隊) ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布 (ネクスコ名古屋)		・HPへの掲載(ネクスコ名古屋)(通年)

各委員の取り組み 下半期

	街頭PR	講習会等	広報媒体活動
10月	・トラックの日啓発チラシ配布 (三重県トラック協会)	・特車講習会 (愛知県トラック協会)	・SNS、HPへの掲載 (岐阜・三重県トラック協会) ・メルマガ・会報誌への掲載 (名古屋商工会議所)
11月	・海コン街頭取締り (愛知県トラック協会) - トラックフェスタ2021で啓発チラシ配布 (三重県トラック協会)	・車限令違反者講習会(毎月実施予定) (ネクスコ名古屋)	・メルマガ・会報誌への掲載 (中部経済連合会) ・取締り実施結果ツイッター(通年) (中部地方整備局・国道事務所)
12月	・年末の交通安全運動 (名高速・愛知高速隊) ・各SA・PAにおいて車限令違反防止チラシの配布 (ネクスコ名古屋)	・制度改正講習会 (愛知・三重県トラック協会)	・啓発チラシを会員宛配布 (愛知県トラック協会) - 過積載防止啓発のHP掲載、情報板の掲出(通年) (ネクスコ名古屋、名古屋高速公社)
1月		・トラック事業共同組合講習会 (ネクスコ) ・特車申請要領講習会 (三重県トラック協会)	・HPへ「好取組」の掲載案内PR (愛知県トラック協会)
2月	・トラックフェスティバルでの広報 (愛知県トラック協会) ・過積載防止啓発チラシ配布(運送/荷主対象) (三重県トラック協会)		・HP・SNS・twitterに啓発配信 (愛知県トラック協会)
3月	大型車通行適正化に向けた取締り(通年) (各県警察・ネクスコ・運輸局・中部地方整備局)		・電光掲示板「過積載防止」啓発(浜松市) ・愛知県過積載防止連絡会議より要請文発信 (運輸局)

(1) 広報活動 新聞広告、自治体広報誌の活用

- 自治体広報誌等の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
 - ⇒ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を検討
 - ⇒ 新聞広告 ～ チラシサイズ等、スペースに合わせて事務局から素材を提供可能

荷主のみなさん！
無理なお願いしていませんか？

あれも一緒にお願い。
まだ大検量まで
積んでないでしょ？

積み足すと
おその積が壊れない...

ダメならばもう、
お宅とは おしまい
だよ？

特殊車両適正運行に関する
企業の好事例集

**荷主のみなさん、ご存知でしたか？
「知らなかった。」では済まされない！
許可重量の超過は、無許可となり法令違反です。**

道路法 第47条 第2項
同法 第104条

罰金 100万円以下

特車取締りに対して違反があった場合、違反者に対し荷主情報の聴取を行います。

国土交通省 中部地方整備局
TEL 052-953-8178

「コンプライアンス宣言！」しましょう

特殊車両通行許可制度は、今後新たな制度の創設により手続きの簡素化を目指します。反面、取締り等を強化いたします。

生産性や安全性を向上する新車両、新技術の積極的な活用が可能となる仕組み

2021年度より 審査の自動化・簡素化 ⇒ 迅速化
車検に付いた走行可能なネットワークの活用

新たな
自動運転
システム

新たな運行(重量)管理
モニタリングシステム

運行管理 過積載の抑制

ETC2.0
トラック等の位置情報
リアルタイムな位置情報で
正確な到着時刻を予測
⇒ 待ち時間を短縮

急ブレーキ情報等により
運転の危険箇所を
ピンポイントで特定
⇒ ドライバーの安全確保

コンプライアンス
宣言しませんか？
中部地方整備局では、皆様のコンプライアンス宣言をお待ちしております。
詳しくは下記、事務局まで問合せ下さい。

特殊車両適正運行に関する
企業の好事例集掲載中

事務局: 国土交通省 中部地方整備局
TEL 052-953-8178

許可無く走ると法令違反です。

わずかな重量の超過であっても道路を傷めます。

あなたは走行ルールや 特車申請 をご存知ですか？ 車を運転される方は要チェック！

長さ12m 幅2.5m 高さ3.8m 重さ20t

上記をひとつでも超える場合は、原則「特殊車両通行許可申請」が必要となります。

国土交通省 中部地方整備局
お問合せ先: 道路部 交通対策課 TEL 052-953-8178
詳しくは 特車 PR で 検索 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

荷主向けチラシ

一般新聞用広告



大型車通行適正化について

- 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
- 国民の資産である道路が傷ついています。
 - ・一部の違法な重量超過車が道路を短命に！
 - ・道路の老朽化対策を実施中！
- ルールを守った通行をお願いします。
 - ・大型車の通行には許可が必要です！
 - ・道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針
- 特車に対する一般車両へのご注意
 - ～大型車両の近くを走行する時は注意して走りましょう～
- ETC2.0を利用した物流支援
- 特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

施策情報

交通安全(事故ゼロプラン) / ITSに関する情報
 / 共同溝・電線共同溝・情報BOX / 道路整備効果事例集 / 良好な道路環境の創造を目指して / ボランティア・サポート・プログラム / 日本風景街道
 / 名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク / 高速道路利用案内 / スマートIC / 地方小委員会 / 防災技術専門委員会 / 国道(国管理)の維持管理 / 道路の老朽化対策 / 道路管理防災・震災対策検討分科会 / 中京圏渋滞ボトルネック対策協議会 / 道路交通渋滞対策推進協議会 / 国道23号通行ルール(名古屋南部地域) / ラウンドアバウト / 大型車通行適正化 / 中部の交通安全 / 副読本 / 路切道対策 / 社会実験 / 道路協力団体

安全で住みやすい 中部を目指して

国土交通省 中部地方整備局

緊急情報 だいたい、災害緊急情報はありません

中部地方整備局 防災情報ポータルサイト (TEC-FORCEに関する情報はこちら)

新着報道発表 Press Release

10月9日 行政関係者等約100名が参加し迅速な対応で被害を最小限に！～平成30年度木曽川水質事故対策訓練 NEW

10月9日 優秀な発表論文を表彰しました NEW

10月5日 中部地方整備局事業評価監視委員会平成30年度第3回を開催します。

10月4日 138ターパークツインアークのメークリスマス2018イルミネーション開催決定 テーマは星空アドベンチャー～明日へのゴパス

10月3日 秋の高山祭期間 賢く渋滞を回避して高山に快適アクセス～お出かけ前に渋滞状況とお得情報を確認して 最速高山を満喫！～

10月3日 国道302号の終日上下通行規制を実施します～名古屋環状2号線(名古屋南バイパス)に伴う車線規制のお知らせ～

10月3日 11月3日「大規模津波防災総合訓練」三重県で初開催！～南海トラフ巨大地震に備え、連携訓練で防災力アップ！～

10月3日 牛瀬川の水位を下げて安心に～推進費を活用して川の滩を良くします～

お知らせ

平成30年度 工事監督・検査担当職員研修の開催について NEW (平成30年9月28日更新)

都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域の公示について NEW (平成30年9月28日更新)

平成30年度中部地方整備局管内事業研究発表会の開催開催(9月28日) (平成30年9月19日更新)

～ETC/ETC2.0～公募受付は9月10日をもって新たな募集をスタートします～ (平成30年9月10日更新)

「中絶ブロック発注者協議会自己評価結果」を掲載しました

川 道 港と海 まちづくり 国の建物

ユーザー別で探す

家族(おでかけ) 子ども(学習)

中部地方整備局

道

大型車通行適正化

特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

【企業一覧】

日本通運株式会社 中部重機建設支店

車検証の最大積載量と積載物の重量確認及び積載時の重量の確認の徹底

確認の徹底 情報の共有

パシフィックリリー株式会社

出発前ミーティングや許可証の照会などによる安全輸送の確保

確認の徹底 情報の共有 資主への対応 その他

青山建設運輸有限公司

荷主への特殊車両適正運行の説明とドライバーへの特別指導の実施

確認の徹底 教育強化 資主への対応 その他

拓通株式会社

輸車・車両経路量の計画、デジタルシミュレーションでの管理

確認の徹底 その他

日本陸送株式会社 東京上営業所

社員に対する特殊車両適正運行についての教育の強化と特許許可証・車両情報の全体共有

確認の徹底 教育強化 情報の共有

株式会社鈴与カーゴネット浜松

運行管理者による特殊車両の適正運行に対する取組と、荷主に対する大型車適正化への意識等の申し入れ

確認の徹底 情報の共有 資主への対応

↑トップへ戻る

特殊車両適正運行に対する企業の好事例集

【企業一覧】

日本通運株式会社 中部重機建設支店

車検時の最大積載量と積載物の重量確認及び積載時の実重量の確認の徹底



確認の徹底 情報の共有

パシフィックリール株式会社

出発前ミーティングや許可証の照合などによる安全輸送の確保



確認の徹底 情報の共有 荷主への対応 その他

青山建設運輸有限公司

荷主への特殊車両適正運行の説明ドライバーへの特別指導の実施



確認の徹底 教育強化 荷主への対応 その他

拓運送株式会社

軸重・車両総重量の計測、デジタルドラレコでの管理



確認の徹底 その他

特殊車両の適正運行の促進 好事例

◎確認の徹底(A) ◎教育強化(B) ◎情報の共有(C) ◎荷主への対応(D) □その他(E)

松永運送 有限会社



・「安全第一」・「迅速（機動力）」・「丁寧（正確）」の3つをモットーに

会社概要

拠点は主に土木・建設・産業機械、搬送設備、農産物などの運送物、ボート・船・プラント工場タンクへの搬送に特化しています。総務部を中心に、東海地区、日本全国へ広く輸送しています。コンプライアンス意識の高まり、各顧客の信頼、作業員は「礼儀正しく」「おびやかな笑顔」を大切に、お客様のニーズにお応えできるよう、各顧客を取り囲んで安全安心な輸送を実現するための取り組みを行っています。



取組概要

事例① 迅速な運行許可証の作成 (D)

運行許可の申請にあたっては、積載物の諸元により分解運搬、必要によっては通入路等における制約についてまで荷主様と打ち合わせし、積載物・目的地の確認がとれた段階、関係スタッフ全員で当日中に申請書を作成・提出している。

事例② 出発前点呼・打合せ (A・C)

運行前点呼は、運行指示書、特殊許可証の提示・運行経路を元に運賃管理数と計画に準拠し、打合せにあたっては、事前に下見を行った通行ルートの写真や動画を活用し、よりイメージしやすく、ドライバーが安全に運行出来るように努めている。

事例③ トライバーへの安全啓蒙の徹底徹底 (B)

年1回行う安全大会や臨時行う安全会議や朝礼において、ドライバーに対し特殊車両に関する法規や制度の改正等はもちろんドライバーとしての交通法規や、タイムリーな出来事、季節に応じた話題を取り入れる等、トラックが関わるヒヤリハットの共有を行うことで、職員全体の安全意識を高め各種事故防止を図るとともに、社会人としての常識を持った職員の育成にも努めている。

事例④ 管理による安全対策 (A・D)

ドライバーの健康状態の管理はもちろん、保有する車両の安全管理のため、計画的に点検整備を実施している他、出発前にもGPS搭載のデジタルドラレコを使って安全に運行しているかの確認と運行指示書と照らし合わせ、経路が守られているか事務所にて把握している。



取組① 特殊車両と積載物であるものの計画の実施
関連サイト [松永運送 有限会社](#)



取組② 運行前のルート等の確認状況



取組③ 安全大会でのディスカッション状況

特殊車両の適正運行の促進 好事例

◎確認の徹底(A) ◎教育強化(B) ◎情報の共有(C) ◎荷主への対応(D) □その他(E)

日本陸送株式会社 東富士営業所

社員に対する特殊車両適正運行についての教育の強化と特車許可証・車両情報の全体共有

会社概要

昭和47年に富士重量工業株式会社が前身を以て設立し、会社として昭和40年7月設立。現在、各種輸送用メーカーの商品車を供給、関東、中部、関西地区を中心に、キャリアカーを主力とし、近年はがけに於ける顧客の輸出入貨物輸送にも力を入れるべく、海上コンテナ事業部を充足し、平成19年4月より積極的に業務展開。



取組概要

取組① 社員に対する継続的な法令教育 (B)

7営業所の社員に対して特殊車両適正運行の教育を年に1回以上実施し、特車許可証の見方や交通規制の禁止等幅広く教育を実施し社員のレベルアップを図っている。

取組② 車両管理の見える化・システム化 (A・C)

300台の特殊車両の許可証、有効期限、配付状況や回収状況・車両情報・車両移動・トレーラ運送可能リストを入力してデータ管理(Excel)している。車両情報の管理を強化する為、システムにて車両管理の見える化運用を開始。

取組③ 点呼時の特殊車両適正運行の内容や条件の随時指示・許可証の車載確認 (A)

出発点呼時に、許可証の有効期限、許可内容や条件を相互に確認し、無許可運行や条件違反等の結果を防いでいる。「許可証の車載確認」として、案内書・車載確認リストを号車ごと車載して管理徹底を行っている。

取組④ 許可ルートの地図化による確認と情報共有 (C)

ドライバーが見やすいワンペーパー式地図の印刷をこのルート表を会社で把握し、共有している。また、Excelを用いて、出発地・目的地を入力し、標準の許可証経路を「標準経路表示」する仕組みを構築中。

取組⑤ 特殊車両の運行の見える化システムの構築 (A・C)

許可証の申請から、許可内容、有効期限、更新時期、許可の配布状況や回収状況を一元化して把握できるようなシステム構築中である。現在もExcelにて、「申請予定-許可状況-許可証管理-確認」という仕組みで管理運用・共有をしている。



取組⑥ 社員に対する継続的な法令教育



取組⑦ エキスパート営業所状況



取組⑧ 運行経路のドライバー向け見直し

ホームページ掲載までのスケジュール

行 程	第 1 回 目							第 2 回 目						
	4	5	6	7	8	9		10	11	12	1	2	3	
公 募														
選定委員会														
協 議 会														

協会名

愛知県トラック協会

5

三重県トラック協会

2

静岡県トラック協会

5

岐阜県トラック協会

7

ホームページ掲載企業 R3.1現在（累計）

- ◇ 好取組の共有による大型車両の適正化を図るため
- ◇ 多くの会員に周知する新たなアイテムを採用した



■ HP画面への簡素化
スマートホンのコードリーダーから
直接閲覧可能なアイテム採用

好取組みを募集する「お知らせ」の
用紙に添付

お知らせ

～ 特殊車両の適正運行の促進 (好取組みの募集) について

愛知県トラック協会では、特殊車両に係る通行制度の見直しや、通行の適正化を図るなどを検討する「大型車適正化に向けた中部地域連絡協議会」に参画し、適正化に向けた取り組みを実施しているところであります。

この協議会では、中部管内のトラック運事業者の適正運行の優れた取り組みを公表・共有することにより、この取り組みが業界全体へ波及することを目的に、適正運行の促進に向けた「好事例」として中部地方整備局HP内に掲載し公表しております。

会員の皆様で好取組を実施している事業者におかれましては、是非ともご応募・ご協力をお願いいたします。

なお、募集いただいた事例につきましては、審査のうえ社名とともに上記協議会ホームページにて公表を予定させていただきます。

記

■特殊車両適正運行に対する企業の好事例集 (中部地整 HP 掲載)

URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html#in6

■問い合わせ先 (興味のある方はご連絡ください)

愛知県トラック協会業務部業務課 (成田)

TEL 052-871-1922 Eメール: s-narita@aitokyo.jp

※ 愛ト協事務局にて取り纏めをし、協議会へ提出いたします。



特殊車両適正運行に対する
企業の好取組集

各種情報

[HOME](#) > [各種情報](#) > [会員の皆様へ](#) > (中部地整)大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について(QRコード追加)

(中部地整) 大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について (QRコード追加)

投稿日: 2020年1月15日 | 最終更新日時: 2020年1月15日 | カテゴリー: [会員の皆様へ](#), [国・行政](#), [愛ト協](#)

中部地方整備局「大型車適正化に向けた中部地域連絡協議会」では特殊車両に係わる適正運行の促進に向けた「好事例」を募集しております。

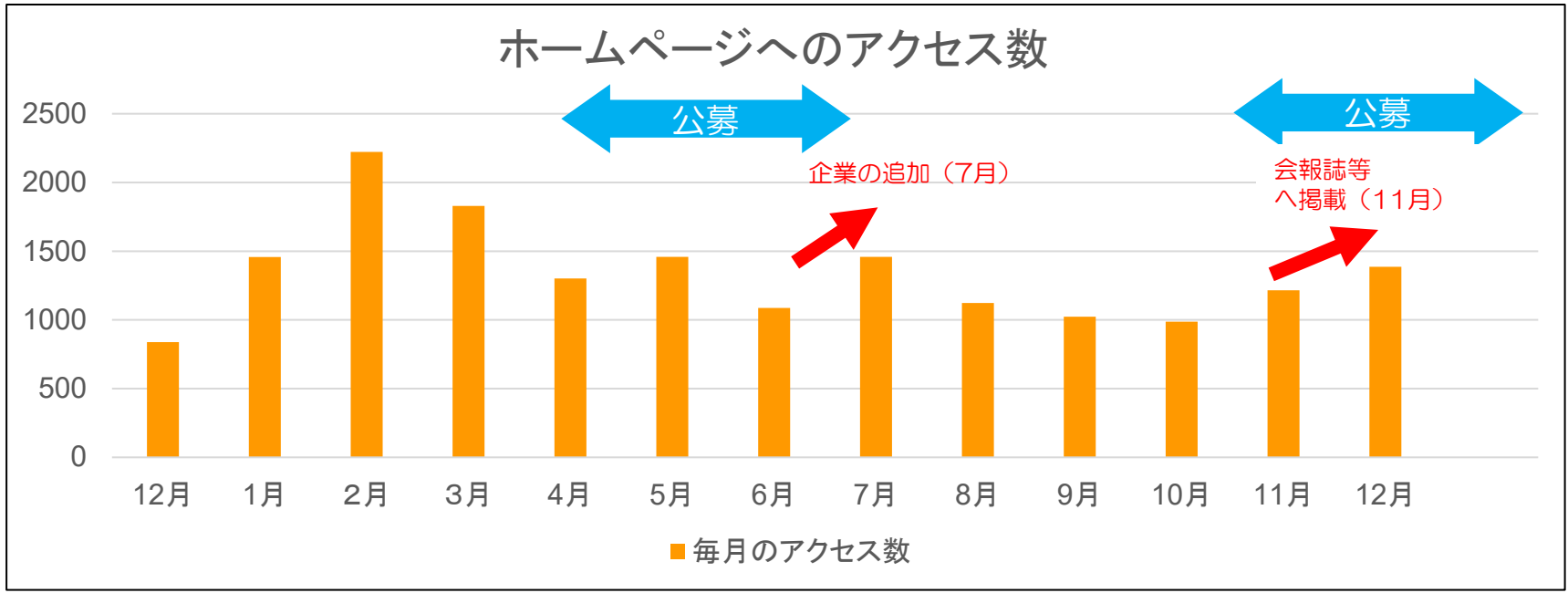
詳しくは、下記ファイル(PDF)をご覧ください。

[大型車両通行規制適正化に係る「好事例」の募集について](#) [PDF](#)

(PDF内に「特殊車両適正運行に対する企業の好事例集」WebページへのQRコードが追加されています。)

大型車通行適正化に対するアクセス回数の推移

- ◇ 公募実施期間中はアクセス回数が増加する
- ◇ イベント実施時や参加企業の追加によりアクセス増加
- ◇ 会報誌・SNS等への掲載によりアクセス数が増加



特殊車両適正運行に対する企業の好事例集 ホームページ掲載から1年間の状況

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
回数	63	181	428	259	281	232	342	280	227	287	175	247	4771
2020年 1/1から							7/1 2期追加					2020年 12/31まで	

企業の好事例集 1年間のアクセス回数 : 4771回
 1日の平均アクセス回数 : 13回

- ・「ホワイト物流」推進賛同企業について「企業の好取事例集」に掲載した企業にも反映して紹介することで通行適正化と物流改善の意識の醸成を図っていく

「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！



賛同企業紹介

多くの企業が当運動への賛同を
表明しています。

現在の賛同企業数

令和2年12月末時点



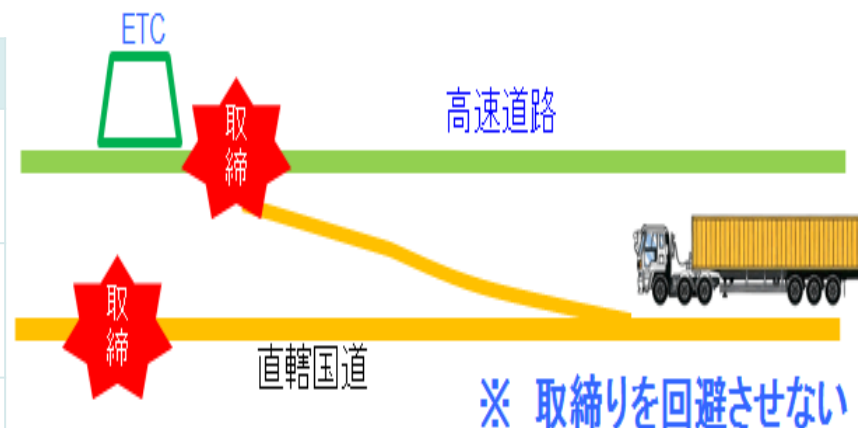
1136社

より効果的な取締り活動の推進 「関連箇所取締り」の継続

- ◇ 取締りにおける違反率の低下等、これまでの取り組みに一定の成果が認められている一方で、未だ違反通行車両は存在しており、今後も効果的な取締りを推進する必要がある。
- ◇ 一斉・合同取締りと個別取締りの長所を生かした「関連箇所取締り」を実践し、効果を上げる。

関連箇所取締りの推進

種別	長所	短所
一斉・合同 取締り	・高い広報効果 (報道されやすい) ・高い波及効果	・遊撃的な実施が困難 ・違反実態に即さない可能性
個別取締り	・遊撃的な実施が可能 ・違反実態に即した取締りが可能	・広報効果が限定 (報道されにくい) ・波及効果が限定
関連箇所 取締り	・高い波及効果 ・違反実態に即した取締りに近づく	・関係機関との調整



- 令和3年度の方針
各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、「関連箇所取締り」を実施し、情報発信をすることで、より効果の高い取締りを推進する。

それぞれのメリット・デメリットを生かした現地取締りの実施を図る

◇ 車線規制式(検問型)

車線を1車線に絞り込み、選定員との連携により対象車両を引き込む



◇ 車両選定式(機動力の発揮型)

綿密な打ち合わせをして対象車両を手前から選定し、測定場所まで誘導する



取締方法別	メリット	デメリット
車線規制式	1車線に絞り込み安全	渋滞が発生する場合がある
車両選定式	手前から車両の選定が可能	引き込みの交通誘導が長くなる

契約書面等への大型車適正化通行に関する「許可取得義務」「通行状況確認義務」記載状況

	NEXCO 東京支社	NEXCO 名古屋支社	名古屋高速	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	名古屋市	静岡市	浜松市	中部地整
許可取得 義務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通行状況 確認義務	○	○	▽	○	▽	○	○	○	○	○	○
凡 例	○＝実施済み ▽＝契約書への記載はないが事務連絡等により確認することとしている										

(令和3年1月現在)

国交省 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 ～抜粋～

6. 通行許可

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

建設工事関係者のための特殊車両通行ハンドブックを活用した現場点検の実施

- 公共工事に対する現場点検実施 令和3年1月末現在
実施済機関：全機関において実施済み
- 令和3年度も、公共事業違反ゼロPTの全機関において実施を継続



●特殊車両通行許可制度に関する確認

工事名	点検口		
各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。			
確認項目	回答欄		
1. 施工計画書の確認			
1)建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両（以下、特車）の有無が記載されているかを確認する。			
①「指定機械」、「主要船舶・機械」、「主要資材」に特車の記載がある			
②「交通管理」に特車運搬資材一覧表がある			
2)特車に関する対応方針が記載されているかを確認する。			
①対応方針（法令遵守、下請、納入・運搬業者への指導等）の記載がある			
3)運搬資材ごとに、運搬計画が作成され、運搬車両の確認方法及び確認頻度（資材ごと）が記載されているかを確認する。			
①運搬計画に必要な項目（追特記載項目）が整理されている			
②整理した項目に対して、確認方法が記載されている			
③整理した項目に対して、確認頻度が記載されている			
【整理すべき項目】 ・項目毎に、有・無を確認する ・一部でも確認できない場合は「無」とする			
項目	運搬計画	確認方法	確認頻度
運搬資材	有・無	有・無	有・無
車種区分	有・無	有・無	有・無
車両番号	有・無	有・無	有・無
車両諸元	有・無	有・無	有・無
積載重量	有・無	有・無	有・無
積載限度重量	有・無	有・無	有・無
通行経路	有・無	有・無	有・無
許可証の有効期間	有・無	有・無	有・無
通行条件等	有・無	有・無	有・無

各項目毎に、回答欄へ「適切な場合 1」、「一部不適切な場合 2」、「不適切な場合 3」、「対象外の場合 4」を記載する。

確認項目	回答欄
2. 許可証の確認	
1)建設機械、資材の運搬にあたり、通行許可の手続きがされている。	
①許可証もしくは申請書が確認できる	
②下請が手続きを行っていることを元請が確認している	
③運搬予定日の概ね2～3ヶ月前の申請日であることを確認している	
2)運搬日に有効な特殊車両許可証を取得している。	
①運搬（予定）日が許可証の有効期限内である	
3)運搬計画どおりの許可証である。	
①対象資材と許可証の積載貨物の品名が一致している	
②積載重量と車両重量の和が許可証の総重量以下となっている	
③積載物の寸法が許可証の寸法以下となっている	
④運搬計画に許可条件が反映されている	
3. 運搬車両の通行（運搬）方法の確認	
1)運搬車両が許可証に記載された車両番号及び積載重量以下である。	
①許可証に記載されている車両番号である（トレーラー等は、トラクタとトレーラーの両方確認）	
②積載重量と車両重量（自重＋乗員）の和が許可証の総重量以下である	
③積載重量が車検証の最大積載量以下である（道路運送車両法）	
2)運搬経路が許可証に記載された通行経路である。	
①主な路線（国道、主要地方道、C・D条件区間等）の通行が確認できる	
②通行経路途中の休憩場所、交差点が確認できる（起終点のみは不可）	
3)運搬日が許可証に記載された有効期限内である。	
①運搬日が、タログラフ、写真データ等から確認できる	
3)運搬条件が許可証に記載された条件（誘導車、夜間）で走行している。	
①許可条件に基づき誘導車を配置していることが確認できる	
②許可条件に指定された通行時間帯に運搬していることが確認できる	

裏面へ続く

- ◇ 中部地方整備局管内の現地取締では、違反構成率が年々減少を継続している
- ◇ 大型車両の通行適正化に関する活動は、年間計画とおり実施され成果が挙げられている

中部地方整備局

- 特車取締りの実施
 - ・ 現地取締り強化
 - ・ WIM取締り強化
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 街頭活動
 - ・ 広報活動
- 公共工事の現場点検
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関との連携
- 会議の開催

県・政令市

- 公共工事の現場点検
- 特車取締りの実施
- 特車制度の周知徹底
 - ・ 各種講習会
- 広報活動の強化
 - ・ SNS、ツイッター
 - ・ チラシ等の作成
 - ・ テレビ、ラジオ

高速道路会社・公社

- 特車取締りの強化
- 大型車両に配慮したSA・PA等の整備
- 広報活動の強化
 - ・ SNS、ツイッター
 - ・ 電光掲示板
 - ・ 横断幕、懸垂幕
 - ・ テレビ、ラジオ
- 工事現場等の点検

中部地方整備局管内の特殊車両業務取り扱い事務所

- 更なる大型車両の通行適正化
- 重大な交通事故等の抑止（継続）



更なる定着を図る

令和3年度の特車通行許可申請に対する「審査の迅速化PT」の取り組み

■ これまでの審査の迅速化に対する取り組みについて

- ① 各整備局において「審査の迅速化PTを設立」(H30.11.20)
- ② 審査の迅速化対策(各種制度(法・通達)改正、事務連絡等による「確認の簡素化」「許可期間延長」「基準の緩和」等)
- ③ 審査体制の強化
- ④ 自治体等への支援(問題点の洗い出し、マニュアル等資料提供等)

大幅な審査平均日数の短縮を実現できた

令和2年5月8日衆議院国土交通委員会

道路法等の一部を改正する法律案可決

■ 新たな通行制度の創設により審査に係る日数を短縮

- ・ ラストワンマイルの道路情報の電子データ化を更に進めることが重要

<付帯決議>

新たな特殊車両の通行制度を創設するに当たっては、事業者を利用しやすく障害にも強いシステムを構築するとともに、可能な限り速やかな施行に努めること。また、新たな制度が施行されるまでの間、現行の通行許可制度における審査の迅速化を引き続き進めること。

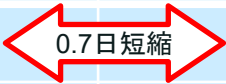
■ 今後の取り組み重点

- ① 協議回答に時間のかかっている申請案件に対しては、引き続き事務局(中部地方整備局)と該当する県の担当者と共有し、県からヒアリング等を実施して改善策と一緒に講じる。
- ② 申請者要因の長期化案件の一つとして、申請内容の不備による差し戻しがあるため、トラック協会の協力を得て勉強会等を実施し、申請者側のスキルアップを図る。
- ③ 道路情報便覧説明会等へ担当者のみだけでなく、複数人に積極的な参加を促す
- ④ 各オンラインシステムの効率的な使用方法について情報共有をしていく

(3) 審査の迅速化PTにおける取り組み

1 現状(審査日数)

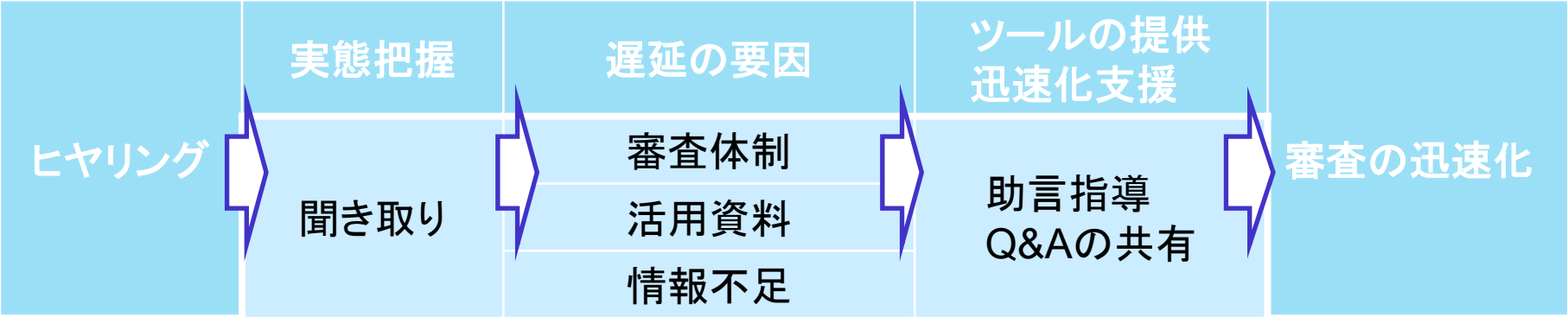
審査の協議有無	平均の最大値	直近(R3.1)	(参考)H23年度
直轄のみ(協議なし)	26.8日(H30.1)	9.4日	10.1日
直轄・自治体(協議あり)	67.3日(H30.1)	25.6日	22.6日



(全国平均値)

2 更なる迅速化の取り組み

- 申請・個別協議オンラインシステムによる審査に対して迅速化支援
- PTを通じて、自治体の審査の迅速化支援を加速
- 協議が長期化、協議件数が多い団体



(審査マニュアルの提供・審査要領等)

☆ 重点的かつ緊急的に具体的な対策を講じる

令和3年度 審査の迅速化活動方針(案)

- ◇ 審査の迅速化への取組みは、今後も継続する必要がある
- ◇ オンラインシステムを活用しつつ、更なる迅速化を目指す上では、各組織での意識改革と取り組みの定着が必要

中部地方整備局

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報提供
- 他機関支援
 - ・ 他機関状況の把握
 - ・ 情勢等の周知
 - ・ 他機関への援助
 - ・ オンラインシステム活用支援
- 会議の開催
 - ・ 審査の迅速化PT

県・政令市

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報共有
- 各オンラインシステム活用促進
- 管内市町村の支援
 - ・ マニュアル等整備
 - ・ 担当者のスキルアップ
 - ・ 各組織の状況把握
- ☆ 原因分析
- ☆ 早期改善対策

高速道路会社・公社

- 審査の迅速化
- 個別協議の迅速回答
- 各種情報共有
- 迅速化資料等整備
 - ・ マニュアル
 - ・ 車両寸法早見表

中部地方整備局管内の特殊車両審査事務所

- 更なる審査の迅速化
- 更なる個別協議の迅速化



オンライン個別協議システムを活用した上で
短縮の定着を図る

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」について

1. 設立趣意

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用が開始されることとなっています。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立するものです。

2. 中部地域連絡協議会の取組みについての考え方

1) ステップ1

- ・ 連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
- ・ 情報及び課題共有、適正化にむけた広報戦略の検討

2) ステップ2

- ・ 適正化に向けた連携した広報の実施
- ・ 連携した違反車両の取り締まり実施

3) ステップ3

- ・ 連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
- ・ 国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

概要

全国の整備局初め取組として、道路の老朽化対策が喫緊の画題であり、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車への対策が急務であったことから、大型車両の適正かつ安全な走行に向けて、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換等を行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日に設立しました。



「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」の状況

■ 協議会構成員

○ 関係企業団体

- ・ 東海商工会議所連合会(名古屋商工会議所)
- ・ 一般社団法人 中部経済連合会
- ・ 一般社団法人愛知県トラック協会
- ・ 一般社団法人岐阜県トラック協会
- ・ 一般社団法人三重県トラック協会
- ・ 一般社団法人静岡県トラック協会

○ 公安委員会

- ・ 愛知県警察本部
- ・ 岐阜県警察本部
- ・ 三重県警察本部
- ・ 静岡県警察本部

○ 道路管理者及び関係行政機関

- ・ 国土交通省 中部地方整備局
- ・ 国土交通省 中部運輸局
- ・ 愛知県
- ・ 岐阜県
- ・ 三重県
- ・ 静岡県
- ・ 名古屋市
- ・ 静岡市
- ・ 浜松市
- ・ 中日本高速道路株式会社
- ・ 名古屋高速道路公社

(参加 21団体)

大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

ステップ3の継続

(年1回程度)

広く社会向け
広報展開

継続的かつ主体的な取り組み

広報活動
(継続)

- 街頭PR
- 講習会
- 媒体活用

・協議会
全体

「好事例」の共有
大型車の適正化
(随時)

- 「好事例」
 - ・公募
 - ・選考委員会
- (年2回)

・トラック協会
・中部地整

公共事業
違反ゼロPT
(随時)

- 現場点検
- 一斉取締り
- 関連箇所による取締り
- 自治体における活動

・道路管理者
・警察

審査の迅速化PT
(随時)

- 審査の迅速化
 - ・各種勉強会
 - ・オンラインシステムにおける各種情報共有

・道路管理者
・関係行政機関

資料3

その他

最近の話題

誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正(令和3年3月29日施行)

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

誘導車を適切に配置しましょう！

※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



また、特殊車両の運転者の役割も明確化したので、誘導車と連携し、安全な通行等をお願いします。

令和3年3月29日以降、

①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要なであった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台(注)になります。



(注) ・ 特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬せようとする者等は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置する必要があります。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。

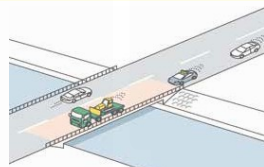
・ やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。

※ 改正から1年間は、従前の例によることができることとし、既に改正前の規定に基づき条件を付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化したので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。

【URL】 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



■ 特殊車両を運転するドライバーの方へ!!

- ★ 通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
- ★ 特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。

■ 誘導を他の事業者の外注する方へ!!

- ★ 通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。
- 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
- 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携帯していることを確認しておくこと。

※ 取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。

■ 誘導車を運転するドライバーの方へ

★ 誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

オンライン講習は、令和2年12月25日から開始されます!!

〈国土交通省が定める講習一覧〉

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>



特殊車両の通行条件の合理化について

○特殊車両の通行許可にあたって義務づけられる誘導車の配置、夜間通行等の通行条件の緩和について、全日本トラック協会からの要望を受け、事業者を交えた勉強会を開催し、検討。

○物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、道路の構造の保全や交通の安全の確保に支障がない範囲で、通行条件を合理化。

見直しの主な内容

○誘導車の配置

《現行》

	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	前後2台 の誘導車を配置
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前後2台 の誘導車を配置

※誘導車の具体的な役割は不明確。

合理化

	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	後1台 の誘導車を配置 ※D条件の場合、すれ違いの際、一時停止
交差点 (寸法C条件)	前1台 の誘導車を配置
トンネル等 (寸法C条件)	前1台 の誘導車を配置

ガイドラインを策定し、誘導車の役割、誘導の方法等を明確化
→これまで2台に期待されていた役割を1台で果たすことが可能に

○誘導車の運転者

《現行》

運転者	誰でも可
-----	------

強化

運転者	ガイドラインに基づく講習受講者に限定
-----	--------------------

※夜間通行の義務づけについては、都市部以外では昼間の通行も可能とできないかなどについて引き続き検討。

誘導車の運転者への講習の受講の義務付けについて

特殊車両の通行許可にあたって誘導車の配置が必要な場合、新たに**誘導車の運転者にガイドラインに基づく講習の受講を義務づける**こととし、その技能、知識等の向上を図るとともに、不良誘導業者を排除する。

誘導車の運転の前に①、②のいずれかの講習を受講

① 国交省が実施するオンライン講習

○トラック事業者等の受講を想定。

○オンライン上で常時無償で国交省が監修・制作したビデオ教材を配信。

○ビデオ教材の講師は、(一社)安全輸送協会が務める。

② ①に準ずる講習

○誘導の専門事業者の受講を想定。

○(一社)安全輸送協会が実施している講習等を国交省が推薦。

※トラック事業者等が誘導を専門事業者に外注する場合には講習修了証等を確認

誘導車の運転者の技能、知識等の向上

道路の構造の保全・交通の危険の防止

令和4年5月までに施行

特殊車両の通行手続き

現行(許可)制度

申請
(1経路毎)

申請内容

車両情報 発着地 経路 重量

審査

協議(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可(申請した1経路のみ)

通行
(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

事業者の手続

行政の手続

実際の
通行

通行時
通行後

導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録
(1回のみ)

入力情報

車両情報

ETC2.0

重量の
把握方法

経路の検索(請求)
(ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

発着地

経路

重量

即時

通行可能な全経路の通知(ウェブ上で即時に地図表示)



※老朽化した
橋梁等は非通知

通行
(通行可能な全経路を通行可)

・取締基地における取締り
・WIMによる取締り

・ETC2.0を活用した経路確認
・運送依頼書等による重量確認

※システムやデータの管理の一元化のため、外部機関(指定機関)にアウトソーシング可能